

- g) 医療事故について、過失があってもその責任は問わないという考え方は、国民の理解が得られないだろう。刑事処分への方向性にはある程度歯止めをかけて、真剣に取り組んでいる医師が安心して診療ができる環境にすることが望ましいが、調査の結果、明らかな過失が認められる事例については刑事処分もやむを得ないのではないかと。
- h) 「起訴便宜主義」という刑事訴訟法の大原則があり、検察官が起訴するか否かを考える要素には、事故後の対応、反省・謝罪、示談成立の有無等様々なものがある。刑事処分に当たり、医療従事者側の「隠さない」「逃げない」「ごまかさない」という姿勢が評価されるのであれば、医療事故の真相究明に誠実に対応しようとする医療現場の意欲を向上させることにもつながるのではないかと。

### 【刑事捜査との関係】

- a) 医療事故調査は再発防止のためにも専門機関による調査が必要であるため、過失が明らかな場合であっても航空・鉄道事故調査委員会のように、刑事司法における捜査と調査組織による調査を同時並行で進めるとするのが現実的ではないかと。
- b) 警察の捜査は個人の責任を追及しがちであり、再発防止・医療安全の推進の観点から行う院内事故調査委員会の調査とは趣旨が異なるため、直ちに警察が捜査に入るとなると、この二つを同時並行で行うことは極めて困難なのではないかと。現在活発に行われている医療機関内での事故調査の取組等の医療安全を推進する活動を妨げるような方向に向かうのは望ましくない。
- c) 院内事故調査委員会の中立性・公平性の担保についての方策を考える必要があるが、院内事故調査委員会において調査が行われている間については、警察の捜査は謙抑的に行うこととしてはどうか。